

主任（監理）技術者及び現場代理人の資格・継続雇用の確認について

白山市総務部監理課

契約の適正化及び工事の品質確保を図るため、契約金額が50万円を超える工事にあつては主任（監理）技術者の資格要件を、契約金額が130万円を超える工事にあつては現場代理人の重複の有無を契約締結時に確認します。

また、技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることも併せて確認します。つきましては、契約締結時に下記の書類を監理課へご提出願います。

記

1. 現場代理人及び主任（監理）技術者選任届（様式11）
2. 技術者の資格要件確認書類
 - 主任技術者：資格を証明するもののコピー
 - 監理技術者：監理技術者資格者証のコピー
 - ※建設業法第7条第2項のイ又はロによる技術者を配置する場合は、「選任主任技術者の実務経験について（別紙様式1）」を提出してください。
3. 技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを示す書類のコピー
 - ア. 恒常的な雇用関係とは
 - 所属建設業者から入札の申し込みのあった日（指名競争に付する場合であつて入札の申し込みを伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日）以前に3か月以上の雇用関係にあること
 - イ. 雇用関係を示す書類
 - 1) 監理技術者証
 - （発行日からアの期間に満たない場合は、以前の監理技術者証のコピー）
 - 2) 健康保険被者証
 - 3) 健康保険被保険者標準報酬決定通知書
 - 4) 市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書

上記のうち、いずれかの書類を提出してください。なお、本人氏名、生年月日、資格取得日等の就職年月日のわかる部分、事業所の所在地が確認出来れば、その他の項目は塗りつぶして提出しても結構です。